



お年寄りと一緒にひなまつり

地域とのつながりを深めるため、第二保育所では2月28日、出町区に住む一人暮らしのお年寄りを招いて、ひと足早い“ひなまつり会”が行われました。

この日、園児たちは一年間に覚えた楽器の演奏や合唱、お遊戯などを披露し、お年寄りからは盛んな拍手をいただきました。

最後に全員で昼食を食べ、園児とお年寄りと一緒に楽しいひなまつり気分を味わいました。

◎
広報

なかがさ

1991 No.477

3-15号

発行 長洲町 / 編集 企画課

知って
おきたい
税情報

No.32

固定資産



今回は、固定資産のことについて説明します。
土地、家屋、償却資産を総称して固定資産とい
います。固定資産税は毎年1月1日現在所有している
人が、固定資産の価格をもとに算定される税額を、
その固定資産の所在する市町村に納める税金です。
固定資産税を納める人は、原則として固定資産の所
有者です。

■固定資産の所有者

- 土地……土地登記簿に所有者として登記をされて
いる人
- 家屋……建物登記簿又は家屋補充課税台帳に所有
者として登記又は登録をされている人
- 償却資産……償却資産課税台帳に所有者として登
録されている人

ただし、所有者として登記（登録）されている人
が1月1日前に死亡している場合等には、1月1日
現在でその土地、家屋を現に所有している人が納税
義務者となります。

■税額算定のあらまし

次のような手順で税額が決定されます。

①自治大臣が定めた固定資産評価基準に基づき固
定資産を評価し、市町村長がその価格を決定し、
その価格をもとに課税標準額を算定します。

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} (\text{長洲町税条例第62条}) \frac{1.4}{100} = \text{税額}$$

②税額等を記載した納税通知書を納税者あてに通
知する。

■固定資産税の対象となる資産

土地、家屋及び償却資産が固定資産税の対象と
なります。

※償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを
経営しておられる方が、その事業のために用いる
ことができる機械・器具・備品等をいいます。

■固定資産課税台帳の縦覧

固定資産課税台帳に登録されている価格等の事
項は、固定資産税の基礎となるため、これを毎年
通常3月1日から3月20日までの間、関係者が縦
覧することができます。ただし基準年度（本年度
が該当します）は、この期間が1ヶ月遅くなり、
広報でもお知らせしましたが、今年は4月1日か
ら4月20日まで縦覧できますので、期間中、役場
税務課窓口へおいでください。

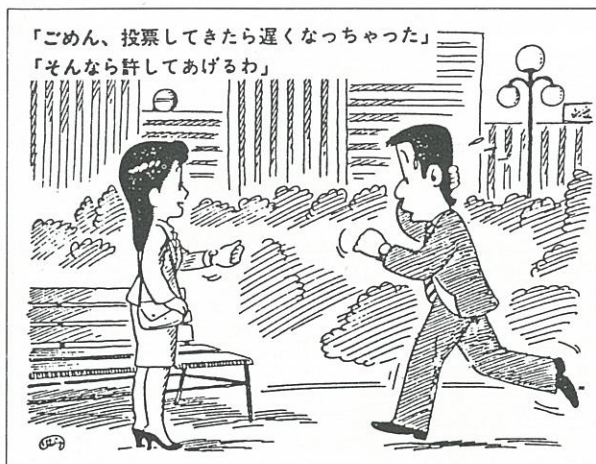
※次回から、固定資産税のことについて具体的に説
明します。

税について尋ねたいことがあれば税務課（☎7831
11内線152）まで。

“一票に 私の夢を たくします”

4月7日(日)は県議会議員一般選挙の投票日

告示日 3月29日



不在者投票

- 期間 3月29日～4月6日
午前8時半～午後5時
 - 場所 役場2階選管事務局
- ※投票日にやむを得ない用務、病気等の
ため、投票所へ行けない方は不在者投
票ができます。棄権することなく、必
ず投票しましょう。

長洲町選挙管理委員会（☎783111）

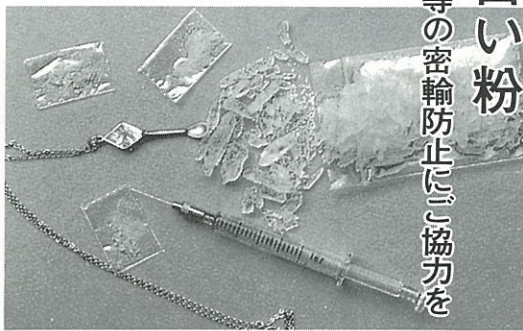
自転車にはTSマークを
TSマーク保険の補償額引上げ

自転車には強制保険がありま
せんで、死亡事故や重傷事故
を起しますと、被害者救済の
面で負担が大きくなります。そ
れで、被害者を救済するために
自転車のTS（TRAFFIC
SAFETY交通安全）マー
クには、保険が付いています。
自転車安全整備店で点検・整
備を受けるときや、同店から新
品の自転車を購入するときに、
資格を持つ「自転車安全整備士」
が点検整備基準に適合した安全
な自転車であることを確認し、
その証票として、TSマークを
自転車に貼ることになっていま
す。
昨年10月から、補償額を増額
するため、表1のように新しい
TSマーク（赤色）ができ、当
分の間は従来のもの（青色）と
二本建てになっています。（選
択は自由）
保険の有効期間は1年間で、
1年間にマークを2枚まで（2
枚のときは、保険金額は倍額）
貼ることができます。

荒尾警察署

許しません白い粉
麻薬・覚せい剤等の密輸防止にご協力を

税関では、生活を破壊し心身
を蝕む恐ろしい覚せい剤など
“白い粉”が、わが国に密輸さ
れないよう、日夜、港や空港で
取り締まっています。
「おや!?」と思ったことは、
どんなことでも税関密輸110
番へ（☎0958290965）
皆さんのご協力をお願いします。
長崎税関（長崎市島町1-36）



シルエット劇団
まつぼっくり 玉名公演

とき 3月24日(日) 午後1時半開演
ところ 玉名市民会館
入場料 大人 1,000円 子供 500円
主催 財熊本県立劇場・人吉市

表1 従来のTSマークと新TSマークの内容

区分	従来のマーク	新マーク	
補償額	傷害保険 (本人の場合)		
	入院治療 (31日以上)	1万円	10万円
	死亡・重度後遺障害	30万円	100万円
	賠償責任保険 (限度額) (他人に死亡・重度後遺障害を負わせた場合)	500万円	1,000万円
TSマーク交付手数料 (保険料)		103円	216円

年金ゼミナール

Q 国民年金基金（4月1
日スタート）に加入する
場合には、どこに申し込めばい
いのでしょうか？

A 国民年金基金には、地
域型と職能型の二種類が
ありますが、地域型基金は都道
府県に一つずつ設立されるもの
であり、加入を希望される方は
熊本県福祉生活部国民年金課へ
申し込んでください。（☎09
6・383・1111）

設立までは、役場住民福祉課
にパンフレット等が置いてあり
ます。地域型国民年金基金設立
後は、基金に直接または生命保
険会社・信託銀行等を通じて申
し込むこととなります。
また職能型基金は、所属する
業界でそれぞれ全国一本で設立
されるものがあります。所属す
る業界で、職能型の基金を設立
された場合は、そちらの基金に
加入します。

ただし、いったん地域型国民
年金基金に加入されますと、あ
とで職能型国民年金に移ろうと
しても、移れないことになって
います。

住民福祉課

●子供の交通事故防止

習慣になるまで 何度もルールを教える

寒かった冬も過ぎ、屋外で元気に遊ぶ子供たちの姿があちこちにみられます。また、幼稚園や小学校の入園・入学で、子供たちの行動範囲もグンと広がります。

こういったことからこの時期、子供の交通事故の多発が心配されます。親もドライバーも、次に挙げる子供の交通事故の特徴や行動特性について正しく理解し、子供を悲惨な交通事故から守りましょう。

子供の交通事故の特徴

①子供の交通事故の原因の大半は、道路への「飛び出し」と「車



②物事を単純にしか理解できま
せん。例えば、手を挙げさえすれば車は必ず止まってくれるものと思ひ込み、車の停止を確認しないまま道路を渡り出します。
③何かうれしいことがあると、うさうさして落ち着きがなくなり、反対に、しかられたりすると、そのことで頭がいっぱいになり、まわりのことを考えられなくなりります。

④「あぶないよ」とか「気をつけて」というような抽象的な言葉だけでは理解できません。
⑤信号を無視して道路を横断する大人を見たりすると、子供はすぐにマネをするものです。
⑥いつも通る道路では交通ルールを守ることができても、別の道路でそれを応用して守ることはなかなかできません。

子供の遊び場所の近くは スピードを落とすとして運転

このように、子供は心身ともに未熟で、考え方や行動も大人とは異なっている面があります。以上のような子供の特性を踏まえたうえで、保護者、特にお母さんにお願ひします。子供に交通安全の基本的なルールを教えるときは、ふだん子供が利用する道路などで、具体的に、習慣になるまで何度も繰り返し教えるようにしてください。

また、ドライバーの方にもお願ひします。子供がいつ飛び出してくるかわからない……このことを十分認識し、裏通りや公園など、子供の遊び場所の近くを通るときは特にスピードを落とすなど、注意して運転してください。

◆少年の非行防止及び家出少年発見保護活動強化月間

家庭の愛情が 子供の非行や家出を防ぐ

春休みは、進学・就職などによる生活環境の変化や開放感から、非行に走ったり家出をしたる少年が多くなります。万引きやオートバイ・自転車を盗むといったものから、粗暴・凶悪な犯罪まで、数多く発生しています。

少年を取り巻く環境についても、暴力団によるシンナーなどの密売や、少女売春などの少年の福祉を害する犯罪が、依然として後を絶ちません。また、昨年のこの月間中に警察が発見し、保護した家出少年は五千九百八十一人にも上り、そのうち九人に一人が窃盗などの非行に走り、二十五人に一人が犯罪の被害に遭っています。特に、女子の場合は、十六人に一人が売春をさせられたり、覚せい剤を打たれたりするなどの被害を受けています。

温かい心くばりをしよう

警察では、少年非行をできるだけ早く発見し、適切な指導の

もとに健全に立ち直ることができよう、少年補導活動を行っています。さらに、少年が被害に遭ったり、非行に陥ることを防止するため、少年の福祉を害する犯罪の取り締まりの強化と、家出少年などの発見保護に努めています。

家庭では、少年が健やかに成長できるように、特に次に挙げる点に気をつけ、温かい心くばりをするのが大切です。

- (1)何でも話せる雰囲気、家庭のなかにできていますか
- (2)社会のルールを正しく教え、子供の手本になる行動をしていますか
- (3)子供の良さを認め、子供の話を傾けていますか
- (4)しかるときでも、ゆとりと愛情を心にもっていますか
- (5)子供のことについて、家庭でよく話し合っていますか



悩みは少年相談窓口へ

家庭の愛情が、揺れ動く子供の心をしっかりと支え、子供を非行や家出から守ります。万が一、子供が家出をしてしまった場合には、できるだけ早く警察に捜索願ひを出すようにしましょう。学校に知られることを恐れたり、無関心でいたりして時期を逸し、不幸を招いてしまうことも少なくありません。

子供のことで、何か困ったことや悩んでいることがあれば、遠慮なくお近くの警察の少年相談の窓口か、ヤングテレホンコーナーにご相談ください。

締切り間近!

「ふるさと 広報宅配便」

3月30日まで

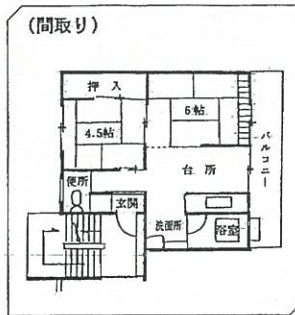
町では「広報ながす」を年会費900円で毎月1回1年間郵送する「ふるさと広報宅配便」の平成3年度会員を募集します。ふるさとの便りとして「広報ながす」を親戚や知人の方に送ってみませんか。

- 会費 年間900円(郵送料)
- 応募期限 3月30日(なお、4月からは随時受け付けます)
- 申込方法 役場企画課(2階)に備え付けの申込用紙に記入し、会費と一緒に申し込みください。

雇用促進住宅長洲宿舎 入居者募集

募集戸数 10戸

(平成3年3月8日現在)



- ▽家賃(移転就職者)
- ▽調整使用料: 16, 905円
- ▽共益費: 2, 686円
- ※2戸貸与も可
- ▽駐車場 宿舎の表裏2か所(約120台分)
- ▽連絡先 雇用促進住宅長洲宿舎(長洲町上沖洲塘外30-11) ☎4052

保健・衛生だより

健康課は ☎78-3111(内線142) ※大切なことは、メモしておきましょう!

行事	日	時	会場	備考
3才児健診	3月22日(金)	受付 13:30~14:30	町民研修センター	対象者/昭和62年9月1日~10月31日生まれの幼児 持参するもの/母子手帳、おしっこ ※問診票 ※問診票は事前に記入されており当日の混雑が避けられますので役場健康課へ取りに来られますようお願いいたします。
ポリオ	4月4日(木)	13:30~14:30	清源寺公民館	対象者/生後3か月~48か月の乳幼児 なるべく18か月までの間に受けるようにしてください。当日は体温を測定し、母子手帳をご持参ください。
	4月5日(金)		向野集会所	
	4月10日(水)		町民研修センター	

腎臓移植希望者の 登録及び検査申込み

助熊本県角膜・腎臓バンク協会では、腎臓移植を希望している患者さんに対して、登録と組織適合検査を実施します。詳しくは、各透析医療施設または助熊本県角膜・腎臓バンク協会(☎096・384・2111内線2227)まで。

無料 交通事故 ご相談

●電話のご相談もお受けします
☎096-364-2400(直通)
相談日: 月曜から金曜午前9時半~午後4時40分
◎専門の相談員が親身になってご相談に応じます
◎弁護士相談日: 毎週水曜午後1時~4時

社団法人 日本損害保険協会
熊本自動車保険請求相談センター
熊本市九品寺2-2-6大正海上ビル5階(市交通局すじむかい)
熊本調査事務所内 ☎096-363-5000

広報の題字を書きました



齊藤 博昭 くん

腹巻中2年

〈清源寺〉

好きな科目は英語で、将来は通訳になり外国の人と交流を深め、地域の活性化のために役立てたいと思います。

3年生になってやりたいことは、運動会の時、応援団のリリーダになって優勝することです。



ママとワタシ

松田有紀(ゆき)ちゃん
直治さん・てい子さんの長女
〈赤崎〉

「ごはんとバナナが大好きです。手押し車で遊ぶのが一番の楽しみです」

招魂祭

とき 4月3日(水) 午前10時より
ところ 長洲町忠霊塔前

※雨天の場合は町体育館で行います。
(式終了後、長洲中ブラスバンドによる演奏等がありますので、多数のご参列をお願いします。)

児童手当

児童を養っている人の生活の安定を図るとともに、次代の社会を担う児童の健全育成と資質の向上を図ることを目的に手当が支給されます。

◆手当を受けられる人

小学校入学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養っている人で、前年の所得が国で定めた基準以下である場合に2人目の児童から支給されます。

◆手当の額(月額)

2人目………2,500円
3人目以降………5,000円
1人につき

小学校入学まで支給されます。
◆手続きに必要なもの

- ①印鑑②請求者名義の預金通帳
- ③厚生年金等加入者は年金加入証明書(用紙は、住民福祉課にあります)

児童扶養手当

父親のいない児童を養育している人に手当が支給されます。

◆手当を受けられる人

次のいずれかに該当する18歳未満の児童または20歳未満で障害のある児童を養育している母親・養育者(外国人を含む)

- ①父母が離婚した児童②父が死亡した児童③父が法で定められた程度に障害がある児童④父に1年以上遺棄されている児童⑤その他の理由で父と生計を別している児童

◆手当の請求期限について

昭和60年8月1日以降に、児童扶養手当の支給要件に該当するに至った人については、支給要件に該当した日から5年を経過した場合には、正当な理由があるときを除き認定の請求ができなくなりしますので、お早目に請求手続きを完了してください。

◆対象とならない場合

- ①受給資格者が遺族基礎年金、遺族厚生年金などの公的年金(老齢福祉年金は除く)を受けられることができる場合②児童福祉施設(母子寮、通園施設は除く)に児童が入所している場合など

◆手当の額

①児童1人月額35,910円
または24,040円 ②児童2人月額40,910円または29,040円 ③児童3人目から1人につき2,000円を加算、平成2年4月から適用

◆手続きに必要なもの

- ①戸籍謄本②住民票(世帯全員のもの)③年金加入者はその年金手帳④所得証明書(転入者の場合)⑤印鑑

※詳しくは住民福祉課(☎783111内線1333)まで、住民福祉課

固定資産課税台帳縦覧

平成3年度の固定資産課税台帳の縦覧を、次のとおり実施しますのでお知らせします。

- ◆とき 4月1日(月) 4月20日(土)
- ◆ところ 役場税務課

時局講演会

- ◆とき 3月23日(土) 午後2時
- ◆ところ 長洲共同福祉施設
- ◆講師 小川芳宏先生(熊日論説委員)

◆参加料 無料

多数のご参加をお待ちしています。

※詳しくは、長洲共同福祉施設(☎7830053)まで。

小品盆栽展

第四回

とき 3月23日(土)・24日(日)

町民研修センター

小品盆栽樹心会

主催